# (仮称) 障がいのある人もない人も一人ひとりが大切にされ いかされる新潟市づくり条例に係る意見交換会 議事録

日 時:平成26年6月3日(火) 午後7時から午後8時

会 場:秋葉区新津地区市民会館

参加者: 49 名

事務局:障がい福祉課長、障がい福祉課長補佐、障がい福祉課員5名

# 1. 開会

### 2. 課長あいさつ

・障がい福祉課長あいさつ

# 3. 条例検討会における取組みと中間とりまとめについて

・桝屋委員、長澤座長による説明

# 4. 意見交換·質疑応答

(司会)

皆様と意見交換の方をさせて頂きたいと思います。

ご意見、お話をされる方は挙手いただいて最初にお名前を頂戴してからご発言をお願いしたいと思います。はい、一番前の方、どうぞ。

### (参加者)

私、○○と申します。

長澤さんですかね、私は両足がなく、車椅子に乗っている障がい者なんですけども、十年位かな、九年位前に足を無くしたんですけれども、長く車椅子に乗っていないんで詳しいことは分からないのですけれども、こういう市の条例に対して、今せっかく先生が言われたんですけれども、罰則を設けることは悪いのでしょうか?どうしても罰則がなければ駄目なような所もあるのではないかなと私は思うのですけれどもね。

例えば、この前私、あるスーパーに行きました。駐車場のことなんですが、皆さんよく分かると思いますけど。駐車場を整備している警備の方がおられますよね。最初、障がい者の駐車場が空いていたのが、去年の十月ごろから、全然空いてなくなった。消費者の関係もあるかもしれないけど、そこは安い所だから、来るかもしれないけど、でもそこでね私は思ったんだけどね、健康な人が、障がい者の駐車場に止めるんですよ。止めて、警備員の方が、ここ駄目だ

よとか何とか言っているのに聞かないんだよね。それを見て、隣の人が、俺も 止めるって言ってくるんですって。もうちょっと注意してもいいかなと私も言 ったんですよ。

最近またそこが、どんどん止められているんです。だから俺、降りる場所がないので、奥の方まで行って、雨に濡れたり、一人で車椅子を乗り降りさせて運転するんです。車椅子介護で、連れて行ってもらう人と違うんですよ。そういう時は、罰則が出来ないとしても罰則に近いような勧告があれば、本当は罰則にしてもらいたい。はっきり言って。勧告して聞かない人は、やっぱり罰則にしてもらいたい。

愛知県のある市で、ポイ捨て条例かな?2万円以下の罰金、言っても聞かない人はそういう人なんだから、障がい者用の駐車場に止めてはいけないという事を言えるような、強い、もうちょっと強く言うことができなきゃダメ。俺たちは、本当、転んだり奥に止めて、それで警備員の人に言うと、本人の自覚の問題ですからどうしようもありませんって言うけど、そうじゃない。その辺をやはり強く言える、何かをもってもらいたい、それが自分たちを守る一つの条例じゃないかと私は思っています。

### (司会)

はい、ありがとうございました。

今のお話は、駐車場の止める対象じゃない方が止めていたりする例を見たり すると罰則というものが必要ではないかというご意見ですかね。

#### (参加者)

そういうのはやはり強くないと、強くなければどんどん人が真似する。それがやはり私は面白くない。警備員の人だって、そういう状況だから当たり前じゃないか、そういう風に言ってもらえればそれで終わりだから。

### (司会)

はい、分かりました。

今のお話に関連して同じご意見をお持ちであるとか、またちょっと違う見方をされる方はいらっしゃいますか?よろしいですか?

### (参加者)

○○といいます。今の動きと関わるのですが、19 年度千葉県ですか、市ですか

# (障がい福祉課長)

県ですね

### (参加者)

千葉県で条例がスタートしたという話が冒頭でございましたけれども、条例 化することによって、今のような、今ほど条例ができていない前は常識的なマ ナーという捉え方あると思いますけれども、条例化されたことによって千葉県なり、その後の市民の意識だとか、その中のデータというか、事例と言うかそんなものが検討されている中で、あったのか無かったのか、あれば教えていただきたい。意見と言うよりは、今のお話を考える上でも、参考になると思いまして、お話させていただきました。

# (司会)

分かりました。

今の2つのお話、罰則をどうするかというお話と、後はすでに出来ている千葉の先行事例を見て、何かその効果というものが、検討会の中でお話があったかというそういうご質問だったかと思います。

では、少しそれについてコメントさせていただきます。

# (障がい福祉課長)

検討会の中で罰則を設けるかどうかについては色々議論がありました。その中で、ここに書いてありますように強制的に守らせるのではなくてこの条例を理解していただいて、自発的に考えてもらいたいと、それから話し合い等により理解・改善を図るという観点から条例には罰則を設けないことにしましょうということが、まず検討会の中で話し合われた点です。

それから、今千葉県の事例についてどういう効果があったかというお話があったのですが、千葉県は県内に 600 人の相談員を配置していて、何かあった時には相談できる仕組みになっています。

その一つの成果として、当時視覚障がい者が銀行で振込等をする時に ATM を使う時と窓口で振り込む時と手数料の料金が違ったんですけど、視覚障がい者が ATM を使えないので窓口で払うときは ATM と手数料を同じにするべきではないかという相談があって、それを受けて第三者委員会が動いてですね、千葉県内では視覚障がい者が振込み等する時には窓口の手数料が ATM と同じになったという報告があったというように聞いております。

それを受けて新潟県内でも殆どの金融機関が同じような対応を取っているように聞いております。一つ例を挙げるとそういう効果がありました。

### (司会)

はい、次の方どうぞ。一列目の方。

#### (参加者)

すみません、○○と申します。

罰則の無い条例なんて意味ないじゃないですか?はっきり言って。

簡単に言うと、罰則をつけなければ、健常者が自分だけやっているわけじゃないからと言ってさっきの駐車場の件ですけど、どきません、はっきり言って誰も。スーパーの人に言ってもそういう規定だからだめなんです、早いもの勝

ちだ、なんてそれはおかしいと思うので、それはやはり罰則が必要な所は作っていただきたい、そうしなければ、きついこと言わなければ普通の人にはわからないんです。本人以外は。その障がいを持っている人とか、家族の者とかからみると。

# (司会)

はい、ありがとうございました。今のご意見も改めて罰則の必要性ということで切実なご意見をいただいたと思います。

これに関して更にご意見のある方いらっしゃいますでしょうか?

そういったご意見は検討会にも伝えていきたいと思いますし、それに関係して同じようなご意見、関係するものなければ、また次の話題と言いますか、他の部分でのご意見を頂戴したいと思いますが、いかがでございますでしょうか?

はい、真ん中の2列目の方お願いします。

# (参加者)

秋葉区の身障者の会のものですが、今ほど資料を見ましたけれども、漢字の「害」とひらがなの「がい」、これがまだ法律が決まってから統一されていない。

これをむしろ、私は統一された、それこそ法も変えてやるような運動も必要ではないのか、それが直らない限りは、差別というふうにとられても私はいいのではないか。そう思います。それこそ国会で、でもだいぶ前にも問題視されたことを記憶しております。それがいまだかつて何でも改善されていないこと自体がやはり障がいということの差別ではないかと私は今思った所でございますので、これからもそういうことについて、あらゆる角度で統一した字を使うようにしてもらいたいと私は思います。以上です。

### (司会)

はい、今の話、障がいの表記のお話かと思います。新潟市役所の中では、平成 19 年から原則ひらがなの表記を使っておりまして、私どもの障がい福祉課の表記もひらがなにしております。ただ一方で法律の名前ですとか、病名ですとか固有名詞は漢字を使うというルールでやっております。

国の方でも「がい」をひらがなにするとか、難しいまた違う漢字を使うとか 色々議論があるようですが、そこには至ってはいないようには聞いております。

市の中の条例という部分であれば、ひらがなで基本的には統一しているところはありますけれども、また今のような表記ですね、「がい」の字に代表されるような表記から差別が起きないような取り組みを、というようなご意見だと思いますので、そのように受け止めさせていただきたいと思います。

今のお話に関連してでもいいですし、他でも宜しいです、はい、どうぞ。 (参加者)

今ほどの話を聞いていまして、実は法的なもので、今これ条例制定という話になっていますが、例えば障がい者の日常生活であるとかあるいは虐待防止法であるとか色んな法律が制定されていますよね。福祉の関係で。そういう面で法律的に制定されている分野が相当あるのに、新潟市が独自に条例を制定するという経緯はちょっと理解に苦しむんです。

今までお話がありましたように法的に整備をしておけば足りるんじゃないかと。全国的に統一されたものになると思うんです。例え新潟市の条例で制定しても、他の市町村が条例を制定していなければ、他の市町村におられる方は、何も制約を受けることがないということになる。

そんなことで初歩的にはこういうことは法律的に制定して、全国的にこう進めていくべきものではないかなと言う風に私は感じたんですけれども、以上です。

私名前言うの忘れました、○○と言います。

# (司会)

今の話は全国共通の法律がありながら、なぜあえて市単独の条例を作るのか と言うような主旨のご質問だったかと思います。

# (障がい福祉課長)

はい、ありがとうございます。

冒頭でも少しお話させていただきましたが、差別解消法、法律のほうも 28 年度 4 月に公布の予定でございますが、それをより具体化するために新潟市の検討委員会に出た意見等を踏まえて、具現化するための肉付けを更にすると言うような内容が条例になっております。

例えば、第三者機関を設けましょうと言う話がありましたが、法律では設けることができると言うような規定となっておりまして、設けても設けなくてもどちらでも良いというか、しなくても義務ではないよという形になっているのですが、検討会の中ではいるよねという話になって、これを条例の中で設置することを盛込みましょうとか、それから長澤先生から先ほどお話のあった個別の学校等における教育支援計画を作っていきましょうと、そういうのは法律では書いていない部分なんです。

法律に上乗せとか横出しをして、より具現化するために、条例としてもう少 し肉付けをしていこうというものが今回の条例の中身になっております。

# (司会)

法律で定めのない部分について新潟市で独自に制定し、効果的なものにしていくという狙いで作らさせていただこう、という考えになっております。

他にいかがでしょうか?後ろの方でお手があがりましたので、お願いします。 (参加者) 障がい者の関連で、サポートとか支援とか色々出てきます。「自力」ということと、「支援」ということの境界線がすごく難しいなといつも思っております。 私の友達に車椅子の方がいるんですけれども、リハビリを常にやってほしい

ということで、常に脳からデータを出すことによって、神経が育つんだと言うことで色々話しかけたり、一緒にギターを弾いたりやっております。その事が他から見たら、どういう風に思っているのかという心配もあります。その辺は、コミュニケーションとか気持ちが伝わる中でやっていかないと、なかなか誤解を生み出すんじゃないかなというふうに思ったりしながら、ただ右脳から手足神経に命令を出すというトレーニングを常に仲間と一緒に言っております。

誤解も多分、長い期間の中では出えてくるんじゃないかという心配をしながら、そういう意味で支援をやっております。以上でございます。

### (司会)

はい、今のお話は普段働いているサポート活動とかご苦労なり、今後気をつけていきたいというふうに感想を述べられたことだったと思います。はい、ありがとうございます。

はい、他に官しいでしょうか?どうぞ。

# (参加者)

先ほどはありがとうございました、○○ですが、条例でもここの区域でタバコを吸うと罰金を取られたりするという条例はありますよね。そういうものと同じような並びで、先ほどご意見も私考えてなるほどなぁと思ったんですけれども、根底にある、その人間がお互いに気持ち良く住める社会というのを目指そうとしている時に、人と人との関わりの所で出てくるものに、例えば罰則を設けるということは、確かにそこでそれは良くないのかもしれないけれども、気持ちが一緒に伴っていかないと、何か感情のギクシャクというのがずっと残っていて、いわゆるなくそうとしている解消しようとしている、差別というところの大きな問題がだんだん奥の方に潜っていってしまうのではないかということを私危惧して、お聞きしていました。

ですから、罰則ということについては、非常に慎重にしなければならないという風に思います。

一つ挙げて言うと、この例ではどうだろうということが、何か出てくるよう な気がしてちょっと気になるところです。

それからもう一つ、この条例の中で、とてもいいなと思ったことは、就労関係なんですけれども、本当に、こう働き甲斐のある所で働きたいということは、支援をお互いし合う社会の中で、あえて自立して生きていこうという社会を作るのが大事だと思うんですよね。ですから、そういう事業所に対して、大きく褒めていくというのですか応援していくということ、こういったものをもっと

全面的に出していった方が良いという風に思います。

学校教育ということも大きな問題であり、そこのところは一つポイントになっていくんでしょうけれども、部落差別にしましても、これだけ長い時間がかかっていても、やはり学習したことのちょっとした揚足の取り方、軽い理解の中で冗談半分の人間と人間の関係の中に、冗談交じりで出てきてしまうというような問題が高校生辺りよくあるんですけれども、こういった合理的配慮と関って心を育てていくということを条例によって社会にアピールしていくことが大事で、先ほどの千葉の話も聞きましたが、そんなにすぐにいいものではないと思うのですけれども、大いにアピールして進めていくべきではないかとこのように思いました。ありがとうございます。

### (司会)

はい、ありがとうございました。

一つは罰則に関する一つの考え方をお話いただきましたし、もう一つは就労の取り組みなどに代表されるように、いいものを褒めていくというか、どんどんそのいい所を延ばすような取り組みが非常に宜しいのではないかという、ご意見と捉えさせていただいて宜しかったでしょうか。

はい、あといかがでしょうか?

すみません説明の時間をそれなりにいただいた関係で、ちょっとまだ十分ではないかもしれませんが、あとお一人かお二人ぐらいにお聞きしたいと思うのですが。

では、二列目の方どうぞ。

### (参加者)

先ほどちょっと法律どうこうと言った話をしたわけですけれども、やっぱり人間社会というのはですね、お互いが支えあうという社会なので、これはやはり周り同士、友達同士、人間関係同士ですね、それぞれが支えあって社会が成り立っているという、こういうものはですね、学校教育の中であるとか、あるいは社会教育の中であるとか、そういうことで今の社会に欠けている部分があるのではないかとそういうことで条例を制定することには誠に賛成しますけれども、そういう面でですね、条例を制定されたらですね、新潟市全員に対して学校教育であろうと、幼稚園教育であろうと、それぞれ指導者の関係であろうとですね、あるいは老人クラブの関係であろうと、全社会の全国民運動そんな風な形に持っていかないとですね、これはなかなかせっかく作っても何か絵に描いた餅になりそうな気がするんですけれども、これはもう大事なことだと思うんです。もう大いに啓蒙してですね、どんどん続けていくべきでないかと、私は感じました。

一人がですね、人間って案外我侭なんですよね。我侭ですから、結構人のこ

とどうでもいいっていう形になってしまうんで、そういうんじゃなくて自分自身は人に支えられているんだと、支えられているから自分はあるんだと、だから人にも支えてやらなくちゃならないんだという風な方向にいかないとですね、社会は保っていけないんじゃないかという風に私は思っております。

そんなことでこの条例制定の本旨はこう読みましたけれども、こういう中身からすれば、新潟市が率先してですね、全国でも負けないような街づくりを進めていったらいいのかなという風に感じております。以上です。

### (司会)

はい、ありがとうございました。

人が支えあって成り立っている社会ということをみなさん大切に理解して、 あと、条例が出来た後もどんどんそれを進めるような取り組みを、というよう なご意見かと思いました。

それではまだ発言していない方でぜひという方はいらっしゃいますでしょうか?

予定した時間になりましたけど、あと宜しいでしょうかね?

それではお手が挙がらないようですので、一旦本日の意見交換会はこれで終 了というようにさせていただきたいと思います。

# 5. 閉会

それでは、以上をもちまして終了させていただきます。

たくさん短い時間でしたけれども、いただきました貴重な意見につきまして は今後の条例作りの参考にさせていただきたいと考えております。

本日はお忙しい中、たくさんの方にお集まりいただきまして誠にありがとう ございました。どうもありがとうございました。